

防衛大学校規則（昭和36年防衛庁訓令第81号）第34条の規定に基づき、防衛大学校本科外国人留学生の進級及び卒業等の特例に関する達を次のように定める。

平成27年3月27日

防衛大学校長 國分良成

防衛大学校本科外国人留学生の進級及び卒業等の特例に関する達

（趣旨）

第1条 防衛大学校における自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2第1項の規定により教育訓練を受ける防衛大学校本科外国人留学生（以下「留学生」という。）の進級及び卒業等については、防衛大学校本科学習規程（平成元年防衛大学校達第3号）（以下「学習規程」という。）に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

（進級の特例）

第2条 学習規程第14条第1項第1号及び第3号、同条第2項及び同条第3項の規定は、留学生を委託または推薦した当該外国政府から申請があった場合を除き、留学生には適用しない。

（卒業の特例）

第3条 学習規程第14条第1項第2号については、学習規程別表第2-1に示す防衛学を除く授業科目のうち、留学生が独立行政法人大学評価・学位授与機構が認定した防衛大学校の卒業基準128単位（教務部長が定める専門科目を含む。）を修得している場合は、留学生を委託または推薦した当該外国政府から申請があった場合を除き、これを適用しない。

（留学生進級会議）

第4条 第2条及び学習規程第15条にかかわらず、留学生の進級または卒業の資格を審議するため、後期定期試験終了後に留学生進級会議を開催する。留学生進級会議の構成は、進級会議に準じて別に定める。

2 留学生進級会議を開催した場合は、当該会議の議事について学習規程第15条に規定する進級会議に諮り、了承を得るものとする。

（留学生進級会議により進級が認められなかった留学生の扱い）

第5条 留学生進級会議により進級が認められなかった留学生については、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の10により、同施行令に規定する教育訓練の受託者とその取り消しについて協議するものとする。当該協議により、教育訓練の受託が取り消されることとなった留学生には、別に定めるところにより在籍期間証明書を発行することができる。

（委任規定）

第6条 この達の実施に関し必要な細部事項は、教務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。